

# 相模鉄道株式会社

## ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ハンドル形電動車いすでのご利用は、ご利用になるお客さまご自身のハンドル形電動車いすが、身体障害者福祉法および児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合、並びに障害者自立支援法に基づく補装具費が支給された場合や障害者または障害者と同程度の障害を有するものであって介護保険制度により真に必要として判定がなされ貸与されている場合に限ります。(これまでに、これらの制度によりハンドル形電動車いすの交付またはハンドル形電動車いすの補装具費の支給を受け、現在は介護保険制度により貸与されている場合を含みます。)
- ご利用の際は、ハンドル形電動車いす交付証明書、補装具交付決定通知書(※1)、ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書、補装具費支給決定通知書(※1)、身体障害者手帳(※2)、ハンドル形電動車いす提供証明書のいずれかを提示してください。
  - ※1 「決定内容欄」にハンドル形電動車いすと記載があるものが対象となります。
  - ※2 「補装具の欄」にハンドル形電動車いすと記載のあるものが対象となります。
  - ※ 弊社では、証明書等の係員への提示に代えて、ハンドル形電動車いすへ貼付する「ステッカー」の発行を行っております。
- ご利用の申込みは事前になされますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、十分余裕をもって駅にお越しください。
- ハンドル形電動車いすでご利用いただけるのは、次にご案内している利用可能駅の各駅相互間です。なお、ご利用いただける駅間であっても、混雑時や運輸上支障のある場合、または取扱時間帯などによってはご利用いただけない場合があります。
- 駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分なお注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- 鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故、紛争および器物の破損などについてはお客さまの責任にて処理していただくこととし、弊社では一切責任を負いかねます。
- その他の取扱いは旅客営業規則によります。

平成29年11月1日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	い	いずみ中央	バスターミナル側からご利用ください。
2		いずみ野	ご利用できます。
3	え	海老名	ご利用できます。
4	か	かしわ台	ご利用できます。ただし、東口駅改札口はご利用になれません。
5		上星川	ご利用できます。
6	き	希望ヶ丘	ご利用できます。
7	さ	相模大塚	ご利用できます。
8		さがみ野	ご利用できます。
9	し	湘南台	ご利用できます。
10	せ	瀬谷	ご利用できます。
11	つ	鶴ヶ峰	ご利用できます。
12	て	天王町	ご利用できます。
13	に	西谷	駅北口からのみご利用可能です。
14		西横浜	ご利用できます。
15	ひ	平沼橋	ご利用できます。
16	ふ	二俣川	ご利用できます。
17	ほ	星川	ご利用できます。
18	み	三ツ境	ご利用できます。
19		南万騎が原	ご利用できます。

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
20	や	弥生台	ご利用できます。
21		大和	ご利用できます。
22	ゆ	ゆめが丘	ご利用できます。
23	よ	横浜	1階改札口のご利用は、3番線降車ホーム中程のエレベーターをご利用いただくため、乗降時のご案内には多少お時間がかかります。2階改札口のご利用は、相鉄ジョイナスのエレベーター(運転時間7:00~23:00)をご利用ください。
24	り	緑園都市	ご利用できます。
25	わ	和田町	ご利用できます。

最終更新日(確認日):平成29年11月1日